

一般社団法人勝浦市シルバー人材センター



第44号

新年のご挨拶



浅野会長



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに輝かしい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

さて、昨年はトランプ関税の影響により輸出が下押しされたことやコメをはじめとした食料品価格の高騰から景気回復には足踏みが見られました。一方で、少子高齢化に伴う人口減少による人手不足から3年連続して高い賃上げが続いており、個人消費は底堅く推移しました。

このような流れを受け、令和8年の千葉県最低賃金は7年度から64円と過去最高の引き上げが行われたことから、当センターの会員業務委託料(昨年までの「配分金」)単価が下回ることとなったため、4年連続で単価引上げを理事会で決定し、令和8年4月から実施することとしました。これにより、会員の皆様に就業に対するやりがいの一助となれば幸いです。

また、昨年4月からフリーランス法に適合させるために新たな契約方式である包括的契約を導入しましたが、会員の皆様や事業者に対して事前説明を行ったことなどにより、これまで苦情や発注取り止めなどの事例は確認しておらず無難に導入が行えたと感じております。

当センターの受注は3年連続して単価改定してきた影響もあったと見え、令和6年度の受託件数は6%程度減少しましたが、単価改定の効果もあり、受託金額としては過去3番目の実績となりました。令和7年度においてもこの傾向が続いており、今のところ受託金額ベースでは前年度を若干上回っていることから、昨年度並みの実績が見込まれております。

この流れを継続させ、お客様、会員双方のコミュニケーションを高めて、地域に信頼され、親しまれるセンターを目指して参ります。

結びに、本年も健康に留意され、安全な就業を目指し、地域に貢献できるようご尽力下さいますようお願い致しますとともに皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶



照川市長



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

浅野会長をはじめ、会員の皆様方には、市政各般にわたり、多なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

勝浦市シルバー人材センターにおかれましては、多様な就業機会の提供や高齢者の皆様の健康で充実した生活の実現に多大なるご尽力をいただき、また、近年の社会経済情勢の変化により事業環境等が厳しくなっております中、意欲ある方が働き続けられるよう、貴センター運営について支障なくご対応いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

現在の高齢者は今まで考えられてきた高齢者像とは大きく異なり、寿命は延び、健康状態も大きく改善し、体力も向上しております。会員の皆様にとって「働く」ことの意味は報酬を得るだけでなく、居場所、生きがい、人とのつながりを感じ、充実感を得られることから、貴センターにおいて「生涯現役」としてシルバー世代がいきいきと就業できる居心地の良い場になることを期待しております。

市においても引き続き運営を支援して参りますので、活力ある高齢者社会を支える地域の中核的な組織としてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、勝浦市シルバー人材センターの益々の発展と会員の皆様方のご活躍とご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

会員業務委託料の改定について

4年連続

令和8年4月1日以降に就業する業務に対する会員業務委託料の単価を改定します。今回の改定は、参考とすべき千葉県最低賃金が64円引上げられ1,140円となったことから、これを下回っている部分の引き上げるとともに、昨今の急激な物価状況を踏まえた上で全体のバランスも考慮してほぼ全項目の引上げを行うこととしました。

主な仕事で見ますと、農作業、清掃、駐車場・施設等管理の1時間当たりの会員業務委託料単価を1,100円から1,150円に、刈払機使用の草刈業務や植木剪定業務などは1,450円から1,500円に引き上がります。詳しくは、下の表をご確認ください。

◆ 会員業務委託料単価改定表

(単位:円・%)

| 仕事の内容 | 配分金単価 | | 引上額 | 改定率 |
|--------------------|-------------------|---------------|-------|------|
| | 現行 | 改定後 | | |
| 大工・塗装・左官 | 1,450 | ⇒ 1,500 | 50 | 3.4% |
| 植木 剪定 | トリマー使用(使用料を含む) | 1,450 ⇒ 1,500 | 50 | 3.4% |
| | 鋏使用 | 1,450 ⇒ 1,500 | 50 | 3.4% |
| 樹木伐採(チェーンソー使用料を含む) | 1,450 | ⇒ 1,500 | 50 | 3.4% |
| 除草 | ハンマーナイフ使用(使用料を含む) | ⇒ 3,000 | 0 | 新設 |
| | 刈払機使用(使用料を含む) | 1,450 ⇒ 1,500 | 50 | 3.4% |
| | 手作業 | 1,100 ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 農作業 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 清掃 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| その他屋外軽作業 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| その他屋内軽作業 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 駐車場・施設等管理 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 一般事務 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 調査事務 | 1,100 | ⇒ 1,150 | 50 | 4.5% |
| 障子 張替 | 猫間・雪見 | 3,000 ⇒ 3,100 | 100 | 3.3% |
| | 大 | 1,500 ⇒ 1,550 | 50 | 3.3% |
| | 中 | 1,200 ⇒ 1,240 | 40 | 3.3% |
| | 小 | 900 ⇒ 930 | 30 | 3.3% |
| 網戸 貼替 | 普通 | 2,720 ⇒ 2,810 | 90 | 3.3% |
| | 中 | 2,040 ⇒ 2,110 | 70 | 3.4% |
| | 小 | 1,360 ⇒ 1,410 | 50 | 3.7% |
| 仕立て直し | 1,090~1,360 | ⇒ 1,120~1,410 | 30~50 | 3.7% |
| その他縫製作業 | 応相談 | ⇒ 応相談 | | |
| 毛筆 | 賞状全 | 2,760 ⇒ 2,860 | 100 | 3.6% |
| | 色紙 | 280 ⇒ 290 | 10 | 3.6% |

| | | | | | |
|----------|-----|-------|-----|---|------|
| 宛名 書き | 毛筆 | 140 ⇒ | 145 | 5 | 3.6% |
| | 筆ペン | 70 ⇒ | 73 | 3 | 4.3% |
| | 万年筆 | 35 ⇒ | 37 | 2 | 5.7% |

◆ 処分費用(会員所有軽トラック使用) (単位:円)

| 仕事の内容 | | 会員業務委託料単価 | | 改定率 | 備考 |
|----------------|----------------|-----------|---------------|-------|-------------|
| | | 現行 | ⇒ 改定後 | | |
| 廃材 処分 | クリーンセンター 搬入 | 時間内 | 500 ⇒ 550 | 10.0% | 廃材処分料 別途 |
| | | 時間外 | 1,550 ⇒ 1,600 | 3.2% | |
| 会員 自家 処分 | 会員自家処分 | 時間内 | 1,550 ⇒ 1,600 | 3.2% | 廃材処分料 込み |
| | | 時間外 | 2,600 ⇒ 2,700 | 3.8% | |

※時間内・外は、受託業務の就業時間内・外のことをいいます。

◆ 機械使用料 (単位:円)

| 機械種類 | 資料料単価 | | 改定率 | 備考 |
|--------------|-------|---------|-------|-------|
| | 現行 | ⇒ 改定後 | | |
| 噴霧器(植木消毒等) | 1,000 | ⇒ 1,100 | 10.0% | 1回当たり |
| 発電機 | 1,000 | ⇒ 1,100 | 10.0% | |
| ブローア | 1,000 | ⇒ 1,100 | 10.0% | |
| 軽トラック(車損料含む) | 500 | ⇒ 550 | 10.0% | |

◆ その他 (単位:円)

| 区分 | 資料料単価 | | 改定率 | 備考 |
|------------------|-------|-------------------|-------|---|
| | 現行 | ⇒ 改定後 | | |
| 資材等購入交通費 | 800 | ⇒ 900 | 12.5% | 発注者の依頼に基づき大工用資材、農薬等を隣接市町の店舗に購入に行く場合に限る。 |
| 市外作業交通費 | 800 | ⇒ 900 | 12.5% | 隣接する市町に限る。 |
| 施行前後の写真 送付手数料 | 1,000 | ⇒ 1,000 (改定なし) | 0.0% | 施行前後の写真の添付の依頼を受けた場合、施行前後、または、書面若しくは画像データのメール送信のいずれかの場合を問わないものとする。 |

刈払機使用時の飛び石事故が多発しています

当センターにおける就業中の事故は、令和3年度以降の5年間で28件発生しており、このうち刈払機使用時の飛び石による賠償事故が14件と半数を占めています。令和7年度では飛び石事故が6件発生し、増加傾向にあることから、10月20日に草刈業務就業会員を集め、事故防止を話し合う会議を勝浦市芸術文化交流センター大会議室にて開催し、25名の会員が出席しました。グループ討議をして事故防止の対策を発表してもらい、意見交換をして、刈払機使用時の事故防止のための新ルールを定めました。



業務担当者から説明



グループに分かれて協議

刈払機使用時の事故防止のためのルール(新設)

① 作業前に草刈範囲内を確認する。

- ・飛び石となる砂利があるか。
- ・ケーブルや水道管などが無いか。
- ・木の切り株やコンクリート片などが無いか。
- ・近くに自動車や家のガラスなど破損の危険があるものがないか。

⇒これらを発見したときは、就業会員全員に周知・情報共有する。

② 刈払機の刃は原則チップソーを使用する。

※ナイロンひもの使用については許可制とする。

※ケーブル・水道管等の付近は手鎌で周囲を刈り、目視しやすいようにする。

③ 草刈作業は飛散防止ガードを必須とする。 使わない場合は許可制とする。

④ 車が駐車している付近の作業は行わない。

⑤ 車通りのある作業時のホイッスルの使用。

【高齢者が冬に気をつけたい健康管理】

ヒートショック



脱水



インフルエンザ



ノロウイルス



ヒートショック

室温の急激な変化で血圧が著しく変動し、心筋梗塞や脳梗塞、めまい、失神などの症状が現れることです。浴室やトイレといった気温の低い部屋には、暖房器具を設置するようにしましょう。

脱 水

高齢者は認知機能の低下により気温の変化や喉の渇きを感じにくく、夏に比べて水分を取らずに“かくれ脱水”になりやすくなります。1日の中で時間を決めて、こまめに水分を摂取するように心がけましょう。

インフルエンザ

冬は感染症にも気をつけたい季節。その代表がインフルエンザです。高齢者は重症化しやすいため、感染予防が重要です。勝浦市では、65歳以上であれば予防接種費用のうち2,000円の助成が受けられます。

ノロウイルス

もう一つ冬に注意したい感染症として、ノロウイルスがあります。り患すると嘔吐や下痢などの激しい胃腸症状を引き起こします。加熱が不十分な二枚貝やノロウイルスに感染した人の嘔吐物・便から感染することが多いです。

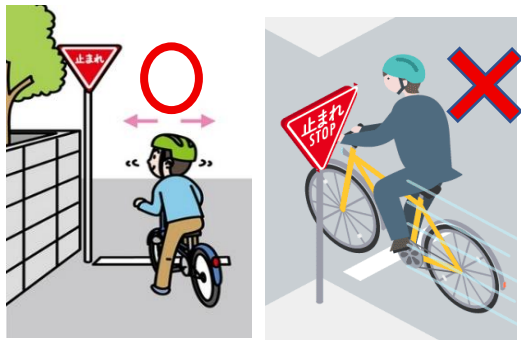
家族におう吐や下痢をしている人がいる場合には、感染を広げないためにこれらを正しく処理することが重要です。周囲に広げないようにペーパータオルでふき取り、次亜塩素酸ナトリウム(ハイター、ブリーチなど)で消毒しましょう。

令和8年4月1日 改正道路交通法が施行

自転車運転者の交通違反が交通反則通報制度【各反則(違反)行為に定められた反則金の納付】の対象となります。

指定場所一時不停止

一時停止の道路標識がある交差点では、停止線の直前で一時停止しなければなりません。



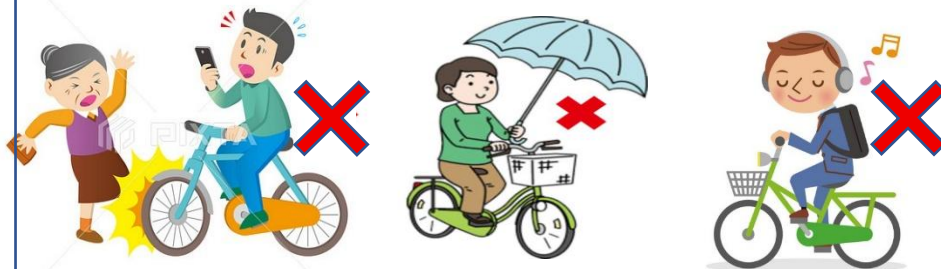
信号無視

信号機の表示する信号に従わなければなりません。



ながら運転

スマートフォンや傘などを手で保持しながら運転する行為や音が聞こえないような音量でヘッドフォン等を使用してはいけません。



ヘルメットを着用しましょう！：自転車利用者のヘルメット着用が**努力義務**となっています。

自転車死亡事故の7割が頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメット非着用時の致死率は着用時の2.3倍も高くなっています。ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを締めるなど正しく着用しましょう。

配分金の支払予定日について

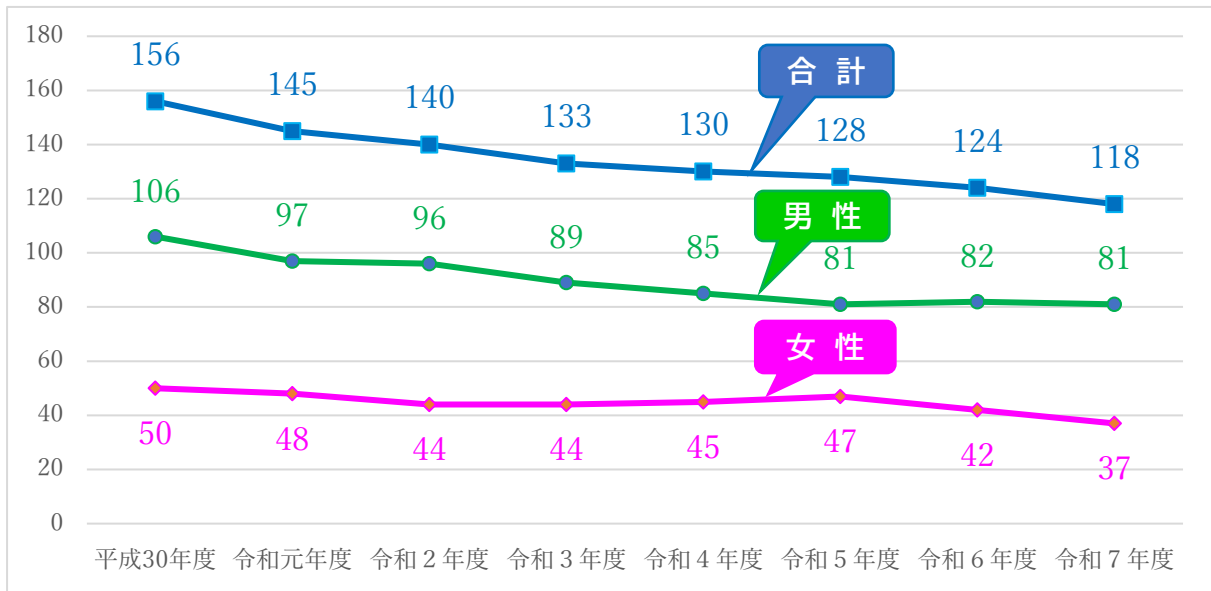
令和8年における配分金支払日をご案内します。

| 就業月 ⇒ 支払日 | 就業月 ⇒ 支払日 | 就業月 ⇒ 支払日 |
|-------------|-------------|---------------|
| 1月分 ⇒ 2月27日 | 5月分 ⇒ 6月30日 | 9月分 ⇒ 10月30日 |
| 2月分 ⇒ 3月31日 | 6月分 ⇒ 7月31日 | 10月分 ⇒ 11月30日 |
| 3月分 ⇒ 4月30日 | 7月分 ⇒ 8月31日 | 11月分 ⇒ 12月30日 |
| 4月分 ⇒ 5月29日 | 8月分 ⇒ 9月30日 | 12月分 ⇒ 1月29日 |

就業報告書の提出について

継続的な業務を実施された会員は翌月5日まで、草刈等の単発業務を実施された会員は、発注者への請求手続きを行うため、就業終了後は速やかに提出されるようお願いいたします。

会員数の推移



※各年度の人数は、年度末の会員数で表示しています。ただし、令和7年度は、令和7年12月20日現在の会員数。



会員募集・勧誘のお願い!

当センターの会員数は、平成30年では156人であったものが、令和に入ってから、減少に拍車がかかっており、令和6年度末では124人とこの6年間で**20%を超える減少**となっています。一方で、事業所や一般家庭からの受注は増加傾向にあることから、会員数の維持、増加が当センターの最も重要な課題となっています。

加入動機の一つは口コミです。ご近所やご友人と一緒にセンターで働きましょう、と勧誘をお願いします。

入会会員紹介

令和7年8月～12月入会者(入会日順)

川本みえ子さん(勝浦1班) 高梨 和彦さん(興津2班) 佐藤 忠弘さん(総野1班)

～ よろしくお願 います。～

発行:一般社団法人勝浦市シルバー人材センター

URL <https://webc.sjc.ne.jp/katsuura/index>

〒299-5231 勝浦市沢倉515番地の2 TEL0470(70)1313 Fax0470(73)6210